

中央選挙管理委員会発足のお知らせ（告示）

表記委員会が平成 20 年 5 月 1 日に発足しました。委員会の構成メンバーを下記の通り告示致します。

委員長：大久保靖司

委員：植本寿満枝・吉田 勉・福本正勝・村田 克・佐々木好幸

1. 代議員選任規程

（目的）

第 1 条 この規程は、財団法人日本産業衛生学会定款第 13 条の規定に基づき、本会代議員の選任について必要な事項を定め、適正な代議員の選任を図ることを目的とする。

（選挙権及び被選挙権）

第 2 条 代議員任期満了時において、前年度より引き続き正会員であり、かつ 7 月 31 日までに会費を全納した正会員は、当該年度の 7 月 1 日時点で所属する地方会において選挙権及び被選挙権を有する。

（選挙の公示）

第 3 条

中央選挙管理委員長は、代議員任期終了年度の 7 月 1 日までに正会員に対し代議員選挙の公示を行うものとする。

（選挙管理委員会の設置）

第 4 条 本規程による選挙の管理執行に関する事務は、別に定める中央選挙管理委員会および地方選挙管理委員会が行う。

（代議員の定数）

第 5 条 代議員の定数は、地方会ごとに選挙権及び被選挙権を有する正会員数に比例して配分する。

2 前項の比例配分は、中央選挙管理委員長が別に定める。

（候補者の届出）

第 6 条 代議員選挙において、立候補者または候補者を推薦しようとする者は、第 3 条に基づき当該選挙の公示があった日から同公示に定める立候補の期日の日までに文書でその旨を所属する地方会の地方選挙管理委員長に届け出なければならない。

（代議員の選任）

第 7 条 代議員は、地方会ごとに当該候補者のなかから同地方会所属の選挙権を有する正会員の無記名投票によって選任する。ただし、前条に基づき候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数となったときは、投票は行わない。

2 届出のあった候補者が当該代議員選挙において選任すべき代議員の数に達しない場合の取扱いは、各地方会においてこれを定める。

（投票の効力）

第 8 条 投票の効力は、あらかじめ選挙管理委員長が定めた方法により決定する。

（当選の決定）

第 9 条 投票における当選人の決定は、有効投票数のうち最多数を得た者から順次に数えて当該代議員選挙において選任すべき議員の数に達した順位の者までとする。

2 得票が同数の場合は、あらかじめ選挙管理委員長が定めた方法によりその順位を決定する。

（代議員の資格）

第 10 条 選挙権及び被選挙権を失った代議員は、代議員の資格を失う。

2 前項の規定にかかわらず、代議員の資格は、所属地方会の変更によって消失しない。

3 代議員に欠員が生じた場合、中央選挙管理委員長は、あらかじめ各地方選挙管理委員会より届けられた補欠名簿により繰上補充を行うことができる。

（委任）

第 11 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

（付則）

1. この規程の改廃は総会の議決による。
2. この規程は平成 16 年 2 月 25 日から施行する。
3. この規程の一部変更は平成 16 年 4 月 13 日から施行する。